

国立大学法人埼玉大学の達成すべき
業務運営に関する目標（中期目標）

国立大学法人埼玉大学の中期目標

(前文)

大学の基本的な目標

○埼玉大学は、時代を超えた大学の機能である知を継承・発展させ、新しい価値を創造することを基本的な使命とする。

埼玉大学は、学術研究の拠点として存在感のある総合大学を目指し、21世紀社会を担う次世代を育成する高度な教育を実施するとともに、大学における研究成果を積極的に社会に発信し、社会に信頼される大学を構築することを第1の基本目標とする。

埼玉大学は、応用研究、課題解決型の研究に積極的に取り組み、現代が抱える諸課題の解決を図るとともに、産学官の連携によって知の具体的な活用を促進し、社会の期待に応える大学を構築することを第2の基本目標とする。

埼玉大学は、グローバル社会において世界に開かれた大学となり、海外諸機関との連携を推進して、人類が抱える諸課題の解決に積極的に取り組み、学術成果の還元によって国際社会に貢献する大学を構築することを第3の基本目標とする。

埼玉大学は、多様なニーズや研究リソースを持つ首都圏の一角を構成する埼玉県下唯一の国立大学であるという特性を最大限に活かし、これらの基本目標の達成に向けてまい進する。

◆中期目標の期間及び教育研究組織

1. 中期目標の期間

平成22年度 ～ 平成27年度

2. 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

【学士課程教育】

(学士課程における学位授与の方針と成績評価に関する目標)

○①専門的な深い知識の修得、②専門性のある幅広い基本的知識の修得、③知識を活用できる汎用的な能力の修得を大学全体の共通目標とし、④各学部における人材養成の目的に合致した資質と能力を獲得した者に学士号の学位を授与する。成績評価は明確な基準のもとで厳格に行う(学士課程の「学位授与の方針」)。

(学士課程教育の編成と実施に関する目標)

○学士課程教育においては、適切な教育課程を編成し、標準履修年限を目標にして学生が「学位授与の方針」にかなう知識の修得、能力や資質の獲得が可能な質の高い教育を全学体制で実施する。さらに、意欲があり成績優秀な学生には、より高度な知識や能力が修得できる教育プログラムを用意する(学士課程の「教育課程編成・実施の方針」)。

(学士課程の入学者受入れに関する目標)

○学士課程における「学位授与の方針」を十分に理解した意欲ある学生を募り、「教

育課程編成・実施の方針」に基づいた教育を受けることが可能な学力を有する学生を選抜することを基本とし、多様な方法によって入学者を受入れる（学士課程の「入学者受入れの方針」）。

【大学院課程教育】

（大学院課程における学位授与の方針と成績評価に関する目標）

○各研究科における人材養成の目的に合致した学力、資質と能力を獲得したものに修士号、博士号の学位を授与する。成績評価は明確な基準のもとで厳格に行う（大学院課程の「学位授与の方針」）。

（大学院課程教育の編成と実施に関する目標）

○大学院課程教育においては、適切な教育課程を編成し、標準修業年限を目標にして学生が「学位授与の方針」にかなう学力や資質と能力を獲得できる高度な教育を実施する（大学院課程の「教育課程編成・実施の方針」）。

（大学院課程の入学者受入れに関する目標）

○修士課程（博士前期課程）における「学位授与の方針」を十分に理解した意欲ある学生を募り、「教育課程編成・実施の方針」に基づいた教育を受けることが可能な学力、能力を備えた学生を選抜することを基本とし、学士課程で専門分野の基礎的教育を十分に修得した学生を受入れる。また、大学の国際化・国際貢献という観点から留学生を積極的に受入れるほか、学士課程で他分野を修得した学生の受入れ、研究能力を高めようとする現職社会人の受入れにも十分配慮する（大学院修士課程の「入学者受入れの方針」）。

○博士課程（博士後期課程）の入学者の受入れにあっては、文化科学研究科、経済科学研究科では、主として専門的知識・能力を持ち高度専門職業人として実績のある社会人及び留学生を受け入れ、理工学研究科では、留学生を含め、主として高度な専門的知識・能力を備えた修士課程（博士前期課程）修了者及び高度専門職業人として実績のある社会人を受け入れる（大学院博士課程の「入学者受入れの方針」）。

（2）教育の実施体制等に関する目標

（基本組織の編成と教職員の配置に関する目標）

○学部を学士課程教育の基本組織とし、適切な教職員の配置を行う。各学部は相互に連携、協力して学士課程教育を実施する。

○大学院研究科を大学院課程教育の基本組織とし、適切な教職員の配置を行う。各研究科では、それぞれの専攻が相互に連携、協力して大学院課程教育を実施する。

（教育環境の整備に関する目標）

○埼玉大学の「教育課程編成・実施の方針」に基づく質の高い教育を実施するために必要な教育環境を整備する。

（教育の質の改善のためのシステムに関する目標）

○教育を実施するすべての基本組織においてFD活動の充実を図る仕組みを構築するとともに、大学が一体となり組織的かつ継続的に教育の質の改善、向上を目指す。

○学生による授業評価、学生の就学状況の把握などを通じて、各教員は担当する教育の内容や方法の質の改善を図る。

(3) 学生への支援に関する目標

(学生の学習支援に関する目標)

○学生が埼玉大学の「学位授与の方針」に基づく教育成果基準の目標に到達できるように必要な支援を行う。

(学生の生活支援に関する目標)

○学生が学業に集中し、充実した学生生活を送るために必要な支援を行う。また卒業後の進路に関して必要な支援と指導を行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(目指すべき研究水準に関する目標)

○大学として定める重点研究拠点において世界水準の研究を実施するとともに、さまざまな学術領域における基盤的研究を推進し、我が国における学術研究の発展に貢献することを目指す。

(研究成果の社会還元に関する目標)

○現代的課題の解決に資する研究成果を積極的に公開し、社会に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

(研究者等の配置に関する目標)

○研究実施体制の整備と研究機能の高度化を図るため、戦略的観点から研究者の重点的配置を行う。

(研究環境の整備に関する目標)

○それぞれの学術領域における研究の推進に配慮しつつ、大学の研究戦略に即した重点的な研究環境整備を行う。

(研究の質の向上システムに関する目標)

○独創的研究を促し、相互啓発の環境を醸成することにより、研究の質の向上を目指す。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

(社会との連携及び社会貢献に関する目標)

○産学官連携や地域社会との連携を強化し、首都圏にある国立大学としての特性を活かし、社会の期待に応える大学を目指す。

(2) 国際化に関する目標

(国際化に関する目標)

○グローバル社会における世界に開かれた大学として、学生の相互交流や、研究者の国際的連携を推進して大学の国際化を図るとともに、人類が抱える世界共通の課題解決に取り組む。

(3) 附属学校に関する目標

(教育活動に関する目標)

○附属学校の基本的な社会的使命（教育の研究と実践・実証、学生の教育実習ならびに研究の指導、地方教育への協力と指導）を達成することを重視し、教育学部との有機的な連携を強化する。

○関係機関と連携しつつ地域のモデル校としての業務を推進する。

（学校運営の改善に関する目標）

○教育学部との緊密な連携を図りながら、附属学校長のリーダーシップのもとに、運営改善を図る。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

（法人運営の基盤強化に関する目標）

○法人本部の組織全般の基盤の強化、及び機能の見直しを行うとともに、外部有識者の意見を法人運営に活用し、大学運営に活かす。

（戦略的な学内資源配分に関する目標）

○学長のリーダーシップに基づき、限られた学内資源を戦略的に配分する。

（教育研究組織の編成見直しに関する目標）

○総合大学としての教育研究機能の強化を図る観点から知の高度化に見合った大学の構造設計を行う。

（男女共同参画等の推進に向けた取組に関する目標）

○男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月閣議決定）等を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた取組み等を推進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

（事務等の効率化・合理化及び組織見直しに関する目標）

○業務及び事務組織の見直しを行い、効果的、弾力的な事務体制とする。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

（外部研究資金等の自己収入の増加に関する目標）

○具体的な施策を講じて外部研究資金等の自己収入の増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

（1）人件費の削減に関する目標

（人件費の削減に関する目標）

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

（2）人件費以外の経費の削減に関する目標

（人件費以外の経費の削減に関する目標）

○業務運営の効率化・合理化を進め、管理的経費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

(資産の運用管理の改善に関する目標)

○施設設備等の有効活用と資金の効果的かつ安全性を考慮した運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

(評価の充実に関する目標)

○教育・研究・業務運営に関する自己点検・評価を充実させ、評価結果を教育・研究等の質の向上、大学運営等の改善に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

(情報公開や情報発信等の推進に関する目標)

○社会に対する説明責任を果たすとともに、大学の教育研究等の活動や成果等に関する情報を効果的に発信するためのシステムを構築する。

○積極的に情報発信を行う広報活動を推進し、大学の認知度を向上させる。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

(良好なキャンパス環境の形成に関する目標)

○施設及び設備の整備計画に基づき教育研究環境の改善を推進するとともに、施設及び設備の有効活用を促進する。

2 安全管理に関する目標

(安全管理に関する目標)

○学生・教職員が安心して教育・研究等を実施できるよう、情報セキュリティ対策を含む学内の安全管理体制を充実する。

3 法令遵守に関する目標

(法令に基づく適正な法人運営に関する目標)

○適法な法人運営を行うため、不法なリスクの発生を防止するためのコンプライアンス体制を確立する。

中期目標 別表(学部、研究科)

学部	教養学部
	教育学部
	経済学部
	理学部
	工学部
研究科	文化科学研究科
	教育学研究科
	経済科学研究科
	理工学研究科